

久保委員提出資料

第 8 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 6 月 30 日)

適合性判定制度に関連する事項について

東京大学
大学院工学系研究科建築学専攻
久保 哲夫

適合性判定制度継続の必要性

第5回検討会に於いて意見を開陳した。

専門家の行う行為（構造計算）を、第三者の立場に立つ専門家が評価を行う／レビューする。
専門家の行為を、専門家が同等な立場でチェックし、質を確保する（担保する）。

1. 適合性判定の対象

設計に高度な判断をともなう専門性の高い設計行為

- 具体的には、メカニズムを設定する設計
- 設計行為を対象とし、設計者を問うものではない。(再録)
- 建物規模を条件とするのは、社会的なコンセンサスによるものとする。

2. 実施の体制

以下の条件を具備する。

- 同等な立場で評価を行える能力
- 第三者性

→ 上記を満たせば、確認機関と同一機関であることを排除しない。

3. その他の項目

- 資格を有する設計者(専門的な設計が行える設計者)が、適切な方法(モデル化等を含めて)で設計を行い、

図書を判りやすい表記で示せば、

→ 要する時間も短縮され、判定側の負担も軽減される。(再録)

- ✓ この望ましい“姿”を実体化するには、建築界に係わる諸機関の取り組みと、その成果をルールとして取りこむ(endorseする)国の取り組みが必要。(再録)

- 適合性判定を受判した履歴を建築物の付加価値とする制度を設計する。

- ✓ 建築界よりの“良質な建築物”を生産するシステム提案を期待する。

国は、適切な部分については、建築界よりの提案を国のルールに積極的にendorseする。

4. その他の項目(続)

4. 1 法第38条(法令が予想しない特殊な構造方法及び建築材料を用いた建築物に対する建設大臣の認定)(2000年改正で削除)について
 - 新しい建築技術・材料の開発、応用、展開を拒むことのない体制とする。
4. 2 技術基準・技術規定を整備する体制について
 - 新しい技術・材料の開発に対し、基準・規定を整備(up-date)する体制を整える。
 - 整備の体制の備える要件:
 - ✓ 新開発技術を理解できる専門知識を有する人
 - ✓ 新開発技術に関連する分野からの広範な参加
 - ✓ 新開発技術／体制に対しての中立性(第三者性／不偏性)
 - 国(官)の機関が直轄して行うか、不偏性を要件とする公の機関(公益性を有する法人を含む)において行うのが、広く各分野からの意見の吸い上げ等が可能で、かつ実行性を有するであろう。
 - 民の機関では体制形成に於いて不偏性を欠き、学の機関では体制運営に於いて実行性を欠く。
4. 3 認定の制度について
 - 新しい建築技術・材料の開発に対しては、“ちゃんと行う”こととするが、実態として不条理がある事項(同種の認定に重ねて資料を要求される等)については運用態勢に柔軟性を加える。
4. 4 設計変更について
 - 私ごとの経験(超高層建築物の構造審査:大臣認定を要)では、(軽微な)設計変更にも多大な手間がかかっている感を有している。変更手続きの簡素化を提案する。
 - ✓ 主体構造に影響を及ぼさない(軽微な)設計変更は、確認機関等で扱う。
 - ✓ その為に、設計者は変更内容の分り易い資料(機関担当者が判断できる)を作成する。
 - ✓ 機関においても、判断(当該機関で対応するか、他機関に廻すか)できるスタッフを備える。
 - ✓ 必須条件として、設計者は変更履歴を記した最終段階の設計図書を作成すること(建築物の最終図書を必ず残し、建物に付する資料として保管する)。